

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

## 定期購入の契約は、慎重に! 「お試し」や「初回限定」などのことばに 注意!

◆「お試し」「初回限定」などの文言で、契約内容をよく確認せず、1回だけの購入と思い、申し込みをしたが、 実際は定期購入になっており、解約したいという事例が 増えています。

○<u>最終確認画面では、継続契約であることや支払い総額、契約期</u>間などを広告に表示することが決められています。

Oこれらを最終確認し、納得したうえで、申し 込みをするようにしましょう

○通信販売には、クーリング・オフの適用はありません

購入者の都合で解約や返品ができるかどうか、その際の条件などは、販売サイト上の表示内容に従うこととなります。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止 と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

## ~ 不安を感じたら迷わず電話 ~

◆ 長野市消費生活センター 224-5777 (消費者ホットライン 188)

## 【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課 消費生活センター 〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1 長野市もんぜんぷら座 4 階 電話 026-224-5777

FAX 026-223-1818